

令和2年4月30日

村上法人会 会員 各位

(公社) 村上法人会

会 長 今 井 栄 一

## 村上市及び新潟県並びに国税庁、経済産業省からの情報

会員の皆様には、新型コロナウイルスにより多大な不安と経済的な被害を受けられておられますことに、心からお見舞い申し上げます。

この難局を皆さんで乗り越えてまいりましょう。

さて、村上市から「新型コロナウイルス感染症にかかる地域経済支援策」について詳細が発表されましたので、その詳細をお知らせいたします。新潟県からは、民間金融機関を通じた資金繰り支援策が創設されました。

国税庁のホームページには料飲店等の方に「在庫酒類の持ち帰り用販売等について」の告知がありましたし、「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続きに関するFAQ（頻繁に尋ねられる質問）」が掲載されております。関係する会員の方は是非確認をお願いいたします。

また、経済産業省の持続化給付金制度が制度化されましたのでこのことにつきましてもお知らせいたします。

### ・ 在庫酒類の持ち帰り用販売等について

<参考 URL> <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

国税庁ホームページ（ホーム）（税の情報・手続・用紙/お酒に関する情報/新型コロナウイルス感染症に関する対応等について/在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ）

### ・ 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続きに関するFAQ

国税庁ホームページ（ホーム）《法人の方へ》

「法人税及び地方法人税並びに法人消費税」の申告・納付期限の期限延長手続きについて

- ・ 村上市新型コロナウイルス感染症にかかる地域経済支援策 （別紙）
- ・ 新潟県民間金融期間を通じた資金繰り支援 （別紙）
- ・ 経済産業省持続化給付金制度について （別紙）

※枚数が多くなって申し訳ありません

# 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている事業者を支援 村上市経済支援策

村上市では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている事業者の方に対し経済支援策を実施します。

## 1 新たな取り組みによる売上回復支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者が行う、売上回復のため新たにに取り組む幅広い事業に対する補助を行います。

### ■ 村上市販売促進応援プロジェクト事業補助金（1事業者1回限り）

補助率	補助対象経費の 4/5（上限 10 万円） ※2以上のグループで申請の場合は上限 20 万円
対象者	・法人：市内に本店があること 個人：市内に店舗並びに住所があること ・市税の滞納がないこと
補助対象経費	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて始める新たな取り組みにかかる経費（資材購入費、広報費、委託費、その他経費）
必要書類	補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書、任意グループ概要（グループでの申請時のみ）、市税の納税証明書、見積書、振込先が分かる書類 等
申請方法 （直接提出）	・申請期間：令和2年5月1日～令和2年9月30日 （土・日・祝日除く） ・提出先：地域経済振興課

## 2 雇用の維持を図った事業者に奨励金を交付

雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を活用し、雇用を維持した事業者に対して奨励金を交付し事業者の負担軽減と雇用の維持を図ります。

### ■ 雇用維持奨励金（1事業所1回限り）

交付額	10万円
対象者	・新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置による国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給申請を行った事業所を市内に有する事業者 ・市税の滞納がないこと
必要書類	奨励金交付申請書、ハローワークの受付印が押印されている雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給申請書類一式（休業等実施計画届等を含む）の写し、振込先が分かる書類
申請方法 （郵送）	・申請期間：令和2年5月1日～令和2年9月30日 ・提出先：新型インフルエンザ等対策本部 経済対策チーム

### 3 経営維持のため賃貸店舗への家賃を助成

国の持続化給付金を申請した事業者に家賃助成を行います。

#### ■ 店舗賃料緊急支援助成金（1事業者1回限り）

助成額	市内の物件の賃料（税抜）の3カ月分の1/2（上限10万円） ※複数店舗を有する事業者であっても上限は10万円
対象者	・国の持続化給付金の支給決定を受ける予定又は支給決定を受けた従業員10人未満の事業所（大型チェーン店除く） ・市税の滞納がないこと
必要書類	助成金交付申請書、持続化給付金を申請したことが分かる書類、振込先が分かる書類、賃貸借契約書の写し
申請方法 （郵送）	・申請期間：令和2年5月1日～令和2年6月30日（予定） ・提出先：新型インフルエンザ等対策本部 経済対策チーム

### 4 新型コロナウイルス感染拡大の影響により休業した事業者を支援

事業者の今後の経営維持及び生活を支援するため、連続して7日以上事業を休業した事業者に対して支援金を支給します。

#### ■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業支援金（1事業者1回限り）

支給額	10万円
対象者	・令和2年4月16日から令和2年5月6日の間に、連続して7日以上事業を休業した事業者（大型チェーン店除く） ・法人：市内に休業する事務所または事業所があること 個人：市内で事業を営む村上市の個人事業主 ・市税の滞納がないこと
必要書類	支援金支給申請書、営業実態の確認ができる書類（確定申告書の写し）、連続して7日間以上休業したことが分かる書類（帳簿・台帳の写し、休業を周知するチラシ等）、振込先が分かる書類 等
申請方法 （郵送）	・申請期間：令和2年4月27日～令和2年5月29日 ・提出先：新型インフルエンザ等対策本部 経済対策チーム

申請に必要な書類のダウンロードや詳細事項は、村上市ホームページをご覧ください。

✓ ホームページ

村上市 コロナ 経済支援

検索

✓ 問い合わせ先

新型インフルエンザ等対策本部 経済対策チーム  
（村上市役所 本庁舎内）

〒958-8501 村上市三之町 1-1

TEL：0254-53-2111（内線）3910 3911

※ 5/1からは0254-75-5067（経済対策コールセンター）

# 民間金融機関を通じた資金繰り支援

## 1 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設（総額 2,180 億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた中小企業者の資金繰りをさらに支援するため、国の緊急経済対策により、県制度融資を活用した 3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を、民間金融機関（地銀、信金等）を通じ、過去最大規模で実施します。

県制度融資も含めた保証付きの 既往債務の借換も3年間の実質無利子や保証料ゼロの対象となります。

なお、国の助成を活用しているため、令和2年度補正予算成立後に取扱いを開始しますが、事前の相談は4月27日（月）から金融機関及び県の「中小企業金融相談窓口」で受け付けます。

### 融資条件

#### (1) 対象者

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者

#### <保証概要>

○セーフティネット4号	・全都道府県が指定	・売上高▲20%以上が対象
○セーフティネット5号	・全国738業種（4月10日現在）	・売上高▲5%以上が対象
○危機関連保証	・地域及び業種によらない	・売上高▲15%以上が対象

#### (2) 融資限度額

3,000万円

#### (3) 資金用途

運転資金・設備資金・借換資金

#### (4) 融資期間

10年以内（うち据置期間5年以内）

#### (5) 融資利率

一定の要件を満たした場合、3年間無利子

3年以内	年1.15%
3年超5年以内	年1.35%
5年超7年以内	年1.55%
7年超10年以内	年1.75%

#### (6) 信用保証

一定の要件を満たした場合、保証料ゼロ

#### (7) 取扱期間

令和2年5月1日（予定）から令和2年12月31日まで（※）

（※）・取扱い開始日は国の令和2年度補正予算の成立時期により変更となる場合があります。

・令和2年12月31日までに保証申込みを受け付けたもので、かつ令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。

### 利子補給条件

- (1) 補給対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者  
<売上高等減少>  
○個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上  
○小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上
- (2) 補給期間 3年間（補給率100%）

### 保証料減免条件

- (1) 減免対象 本制度融資を受けた者のうち、下記に該当する者  
<売上高等減少>  
①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上  
②小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上  
③小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上
- (2) 減免内容  
(1)①及び②の方・・・保証料負担ゼロ  
(1)③の方・・・保証料1/2

### 申込先(取扱金融機関)

〔 4月27日(月)～相談受付開始  
5月1日(金)～取扱開始予定 〕

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、みなみ魚沼農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

- ※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。
- ※ 次の方はご利用になれません。
- ・ 県税を滞納している方
  - ・ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
  - ・ 新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方 など

新潟県「中小企業金融相談窓口」  
(産業労働部 創業・経営支援課 金融係)  
TEL: 025-285-6887  
時間: 8:30～17:30

本件についてのお問合せ先  
新潟県産業労働部 創業・経営支援課  
福原、石山  
TEL025-280-5240 FAX025-285-3783

# 持続化給付金

## に関するお知らせ(速報版)

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

### 給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

**0570-783183**(平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい